学則（抜粋）

東京スポーツ・レクリエーション専門学校　学則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本校は、学校教育法に基づきスポーツとレクリエーションの普及を通じて、新しい時代の健康をコーディネートする専門家を養成する。栄養、休養、運動の 3 要素に加えて、生きがい、コミュニケーションの知識、技術を授け、社会に有用な人材を養成することを目的とする。

（名　称）

第２条　本校は、東京スポーツ・レクリエーション専門学校という。

（自己点検・評価）

第４条　本校は、その教育のいっそうの充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（学年、学科の始終期）

第６条　本校の学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学期は、次の通りとする。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　　１０月１日から３月３１日まで

第３章　教育課程、授業時数及び教職員組織

（授業時数の単位数への換算）

第９条　授業科目の換算は、1 時限の授業（90 分）の履修を 2 時間として計算するものとする。

２　本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、講義及び演習授業は 15 時間をもって 1 単位とし、実習及び実技授業は 30 時間をもって 1 単位とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第１１条　生徒が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

（修了の認定、学習の評価）

第１２条　定期試験及び臨時試験（論文・レポートを含む）、平素の学習状況、出席状況の３要素で評価する。評価は「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」「Ｅ」「Ｆ」で行い、「Ｄ」以上で合格として単位認定をする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことがで

きる。評価方法の詳細については別に定める。

２　定期試験の方法は筆記試験、実技試験、レポートのいずれかで行う。

３　試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。

４　それぞれの授業科目について 70%以上の出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪しＥ評価とする。

５　外部実習の成績評価は実習前及び実習後教育、実習施設の評価、実習日誌及び実習後レポートを総合し評価する。

６　ＧＰＡ（グレード・ポイント・アベレージ）制度による評価については別に定める。

（本校以外の教育施設等における学修）

第１３条 大学または短期大学並びに他の専修学校の専門課程における学修、その他校長が別に定める学修を、本校の専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（入学前の授業科目の履修等）

第１４条 本校の専門課程に入学する前に行った本校専門課程または大学、短期大学並びに他の専修学校の専門課程における修業及び、特別の課程（以下「特別の課程」という。）を、本校の専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（授業科目の履修とみなす授業時数）

第１５条 第１３条および第１４条の本校の専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数は、総授業時間数の二分の一を越えないものとする。

（入学時期）

第２２条 本校の入学時期は毎年 4 月とする。

（休学・復学）

第２４条 疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学する場合はその事由を記載した所定の書類及び医師の診断書を提出して、学校長の許可を受けなければならない。

２　休学期間は 1 年を超えてはならない。ただし、特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。

３　休学理由が消滅した場合及び休学期間が終了した場合は、学校長の許可を受けて復学することができる。

４　本校に在籍できる期間は、所属する学科の修業年限の 2 倍までとする。

（転学科・編入学）

第２５条 他学科への転学科を希望する者は、学校長に願い出て許可を受けた場合は転学科を認めることがある。

２　他の大学・短期大学・専修学校等からの編入を希望する者は、所定の手続きに従い、学校長に願い出て許可を受けた場合編入学を認めることがある。

３　前項の規定により転学科・編入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

４　転学科及び編入学は、欠員がない場合には許可されない。

（退学）
第２６条 退学をしようとする者は、その理由を記載した所定の書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
（卒業）
第２７条 本校所定の課程を修了した者には卒業証書を授与する。

第７章　賞　罰

（褒賞）
第３１条 人物学力等が優れていて他の者の模範となる者は、褒賞することがある。

（懲戒）
第３２条 学校長は、学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本文にもとる行為があったときは、懲戒を行うことがある。
２　懲戒は訓告、停学及び退学とする。
３　前項に規定する退学は、次ぎの各号の一つに該当する者とする。
（１）性行不良であって、改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由がなくて、出席が常でない者
（４）学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第８章　入学金、授業料、その他

（学費）
第３３条 本校の入学金、授業料等の学費は別表２の通りとする。

（諸費用）
第３４条　教科書・教材費、資格検定費等は実費を徴収する。
２　学費納入時に以下の費用を委託徴収金として徴収する。

費 目	金額	対象年次	対象学科
同窓会費	20,000 円	卒業年次	全学科

３　第３３条に定める学費及び諸費用の実費以外については徴収しない。

（納入及び納入の特例）
第３５条 学生がその在籍中は、出席の有無に関わらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。
２　学生が休学したときは、前項の規程にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

３　特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部または一部を免除することがある。

４　寄附金等の徴収は行わない。

（滞　納）

第３６条 正当な理由がなくかつ、所定の手続きを行わずに学費を 3 ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、除籍を命ずることがある。

（納入金の返還）

第３７条 既に納入された入学金及び入学検定料は返還しない。

２　既に納入された授業料等について、当該入学選考の属する年度末（３月末日）までに入学辞退の申し出があった場合、これを返還する。以降に返還請求があった場合、返還を求めた時期、理由等諸般の事情を考慮して返還する場合がある。

（健康診断）

第３８条 健康診断は学校保健安全法に基づき、毎年一回実施する。

別表２

学費（昼間部）

（単位：円）

学科	学年	入学金	授業料	総合演習費	合計
スポーツトレーナー科	１年	100,000	880,000	405,000	1,385,000
	２年		880,000	420,000	1,300,000
	３年		880,000	420,000	1,300,000
ｱｽﾚﾃｨｯｸﾒﾃﾞｨｶﾙﾄﾚｰﾅｰ科午前部	１年	100,000	500,000	180,000	780,000
	２年		500,000	200,000	700,000
ｱｽﾚﾃｨｯｸﾒﾃﾞｨｶﾙﾄﾚｰﾅｰ科午後部	１年	100,000	500,000	180,000	780,000
	２年		500,000	200,000	700,000
ﾊﾟｰｿﾅﾙﾄﾚｰﾅｰ・ｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ科	１年	100,000	880,000	420,000	1,400,000
	２年		880,000	450,000	1,330,000
ｽﾎﾟｰﾂｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ科	１年	100,000	880,000	420,000	1,400,000
	２年		880,000	450,000	1,330,000
スポーツ科学科	１年	100,000	880,000	350,000	1,330,000
	２年		880,000	350,000	1,230,000
	３年		880,000	350,000	1,230,000
	４年		880,000	350,000	1,230,000
スポーツアナリスト科	１年	100,000	880,000	330,000	1,310,000
	２年		880,000	330,000	1,210,000
	３年		880,000	330,000	1,210,000
	４年		880,000	330,000	1,210,000
スポーツビジネス科	１年	100,000	880,000	420,000	1,400,000
	２年		880,000	420,000	1,300,000